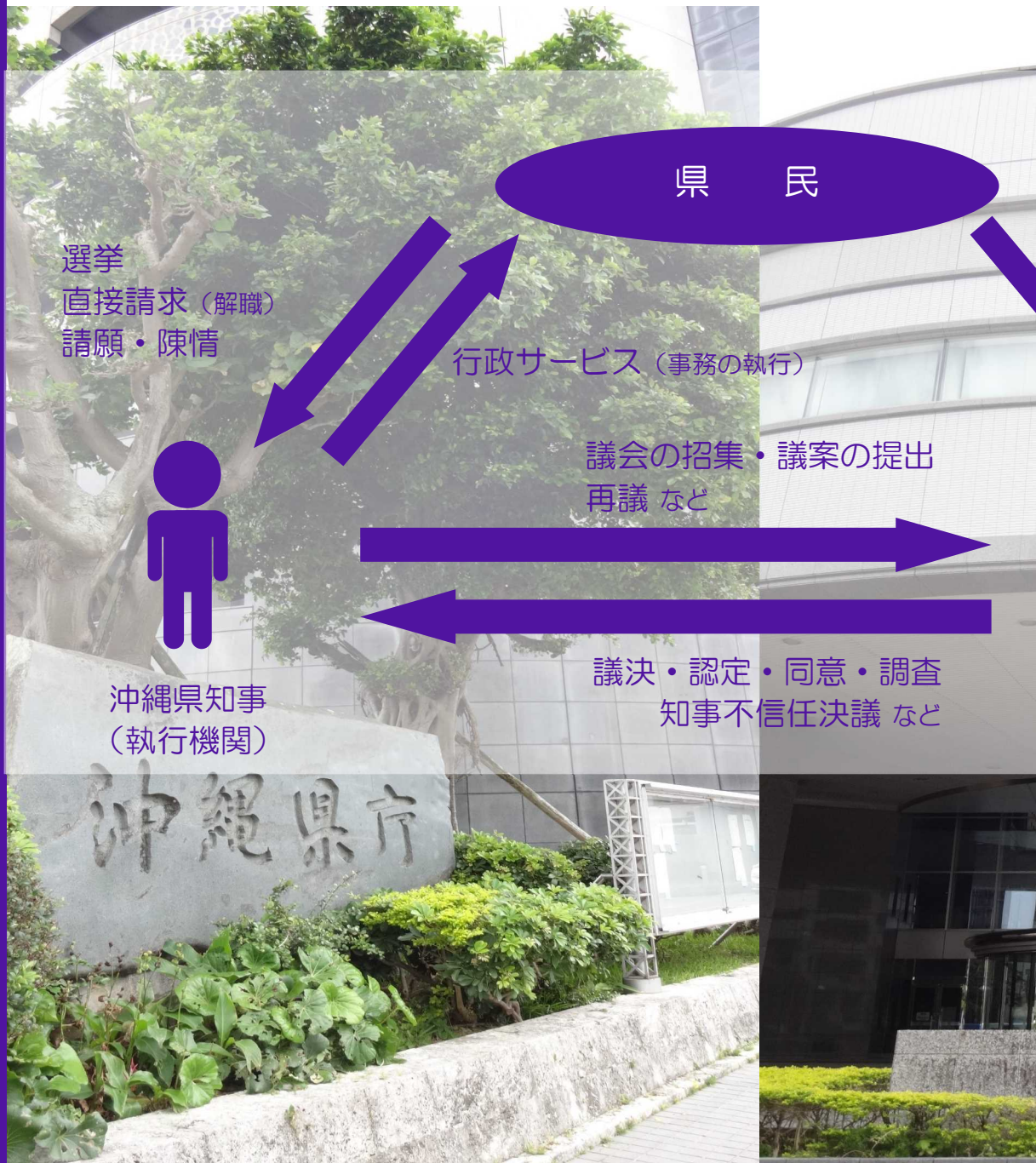


01
職務・組織

Commission
Organization



沖

縄県議会は、日本国憲法第93条及び地方自治法第89条の規定により設置された、地方公共団体である沖縄県の議事機関です。

議会は、主に知事から議案として提出される条例の制定改廃、予算、財産の取得処分、訴訟の提起等について議決する（議決権）ほか、知事から毎年度提出される決算の認定、知事が任命する副知事等の選任についての同意、県の活動について関係人の出頭や資料の提出要求などによる調査の実施（いわゆる百条調査権）、関係機関への意見書の提出、知事に対する不信任決議等を通して、県民の直接選挙により選出された知事と議会が対等で切磋琢磨の関係にある二元代表制の一翼を担う議会の役割と責務を果たし、共通の目標である県民福祉の向上及び県勢の発展に尽力してまいります。



県議会の組織



日本国憲法 第93条第1項

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

地方自治法 第89条

普通地方公共団体に議会を置く。